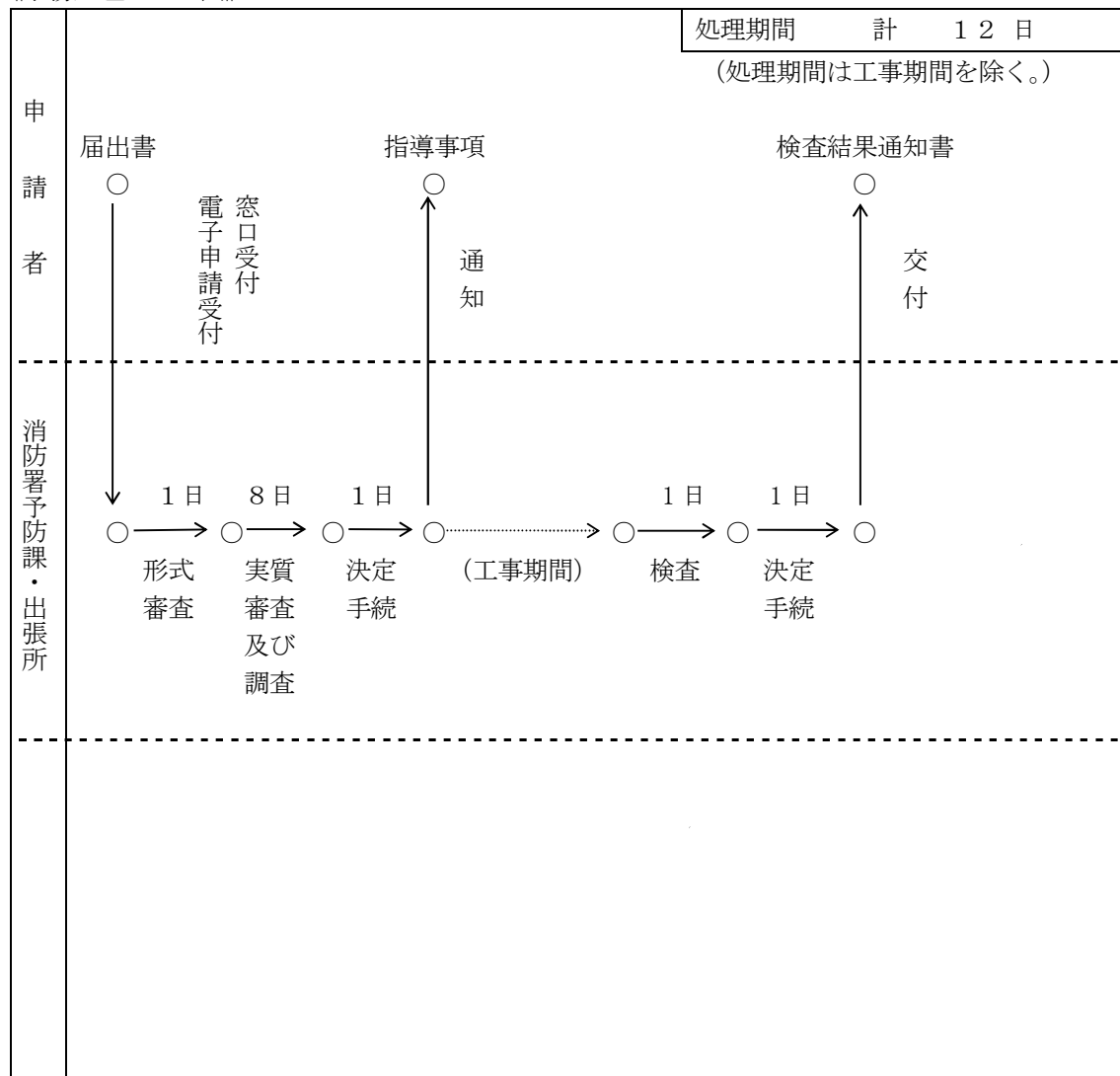


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部危険物課保安規制係 電話 3212-2111

事務名 少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所の設置（変更）届出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査及び調査	届出書の内容について、火災予防条例の規定に適合しているかどうかを審査します。必要に応じて現地を調査します。
3	決定手続	届出内容の審査結果に基づく指導事項について決定します。
4	通知	指導事項がある場合は、届出者に通知します。
5	検査	少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いを開始する前に、届出の内容どおりで、火災予防条例の規定に適合しているかどうかを検査します。
6	決定手続	検査の結果に基づく指導事項について決定します。
7	交付	検査結果通知書を交付します。 なお、指導事項がある場合は、届出者に通知します。